

# 第 1 部

## 本県の男女共同参画の推進状況

### 県の取組概要

平成13年に男女共同参画社会基本法に基づく県の男女共同参画計画を「いしかわ男女共同参画プラン2001」として策定し、同年、石川県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定した。それを機に本県の男女共同参画社会の形成を一層推進するため、市町や財団法人いしかわ女性基金、男女共同参画推進員（条例やプランの啓発普及等を行う者）と連携を図りながら、家庭、地域、職場等に対し様々な啓発事業等を積極的に実施してきたところである。

「いしかわ男女共同参画プラン2001」は、計画期間を平成13年度から22年度までとしていたが、国の第2次男女共同参画基本計画が策定されたことなどにより、平成18年度には「いしかわ男女共同参画プラン」（以下「プラン」という。）として改定した。

プランに基づき、女性のチャレンジを促進するため、今年度は新たに、「企業における女性チャレンジ支援事業」、「地域における女性チャレンジ支援事業」を実施する。

また、従来実施してきた県民の意識啓発や配偶者からの暴力の被害者支援などの事業についても、引き続き推進していく。

男女共同参画の取組を効果的に進めていくためには、住民の最も身近な行政機関である市町の取組が極めて重要であることから、県では従前から市町の男女共同参画の取組が進むよう情報提供を行うとともに、計画策定や条例制定に取り組む市町への助言等の支援を実施してきた。



# 1 石川県男女共同参画推進条例(平成13年10月12日公布・施行)の概要

男女共同参画社会を実現するためには、県民一体となって取り組むことが重要であることから、基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めた条例を制定した。

## 基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自らの決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

## 責 務

### 県

- ・男女共同参画推進施策の総合的な策定・実施
- ・国、市町、県民、事業者と連携した取組の実施

### 県 民

- ・職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ・県が実施する施策への協力

### 事 業 者

- ・男女共同参画に沿った事業活動の推進
- ・職業生活と家庭生活等が両立できる職場環境の整備
- ・県が実施する施策への協力

## 施策の基本となる事項

- ・男女共同参画計画の策定
- ・県民及び事業者の理解促進
- ・男女共同参画推進員の設置
- ・調査研究の実施
- ・事業者からの報告徴収
- ・男女共同参画苦情処理機関の設置
- ・市町への情報提供等の支援
- ・年次報告の作成、公表
- ・推進体制の整備
- ・男女共同参画審議会の設置

## 男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

## 2 「いしかわ男女共同参画プラン」(平成19年3月20日策定)の概要

暮らしやすさが実感できる石川県を築くためには、男性も女性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することが重要である。

このため、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画を平成13年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2001」として策定し、男女共同参画社会の形成のための施策を推進してきた。このプランは計画期間を平成13年度から平成22年度までとしていたが、社会情勢の変化や、国の「男女共同参画基本計画」(第2次)が策定されたことなどに対応するため、平成19年3月、「いしかわ男女共同参画プラン」として改定した。

### 基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自らの決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

### 基本的視点

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会的性別(ジェンダー)の視点
- ③ 女性が力を持つこと(エンパワーメント)の促進
- ④ あらゆる分野への挑戦(チャレンジ)の促進

### 基本目標

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- II 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大
- III 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現
- IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成
- V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

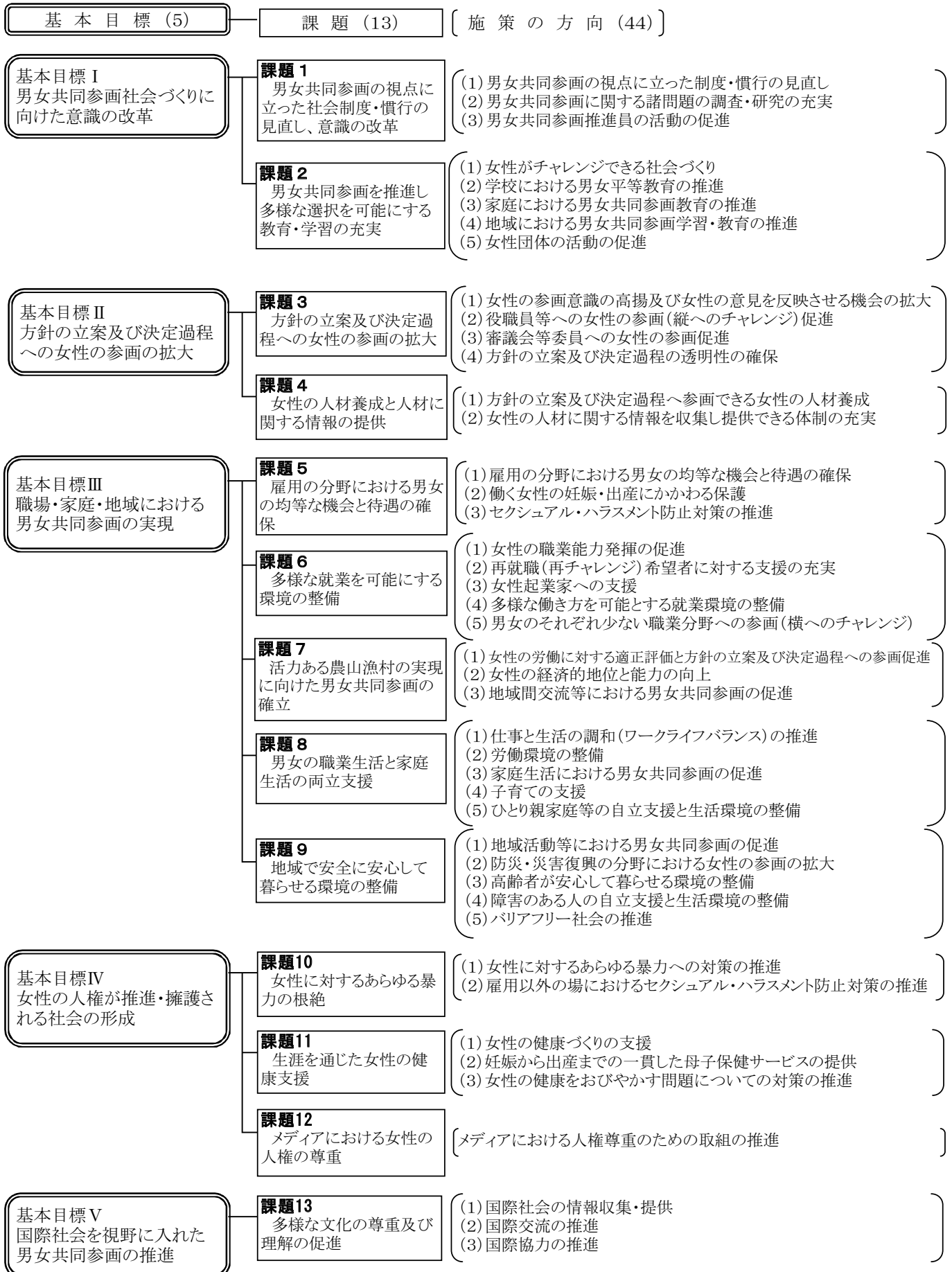
### プランの期間

平成19年度から平成22年度まで

### 数値目標

|                      |      |
|----------------------|------|
| ・「男女共同参画社会」という用語の周知度 | 100% |
| ・「いしかわ男女共同参画プラン」の周知度 | 100% |
| ・県の審議会等における女性の委員の比率  | 35%  |
| ・女性のいない審議会等の数        | 0    |
| ・男女共同参画計画策定市町        | 100% |
| ・女性相談支援センターの周知度      | 100% |

「いしかわ男女共同参画プラン」の体系図（基本目標・課題・施策の方向）



### 3 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」(平成17年10月21日策定)の概要

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。また、配偶者からの暴力の被害者は、女性の場合が多く、経済的自立が困難な女性に対して暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっている。

このため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を勘案し、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本的な取組の方向と具体的施策を示す計画を策定した。

#### 基本理念（目指す社会）

男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らせることのできる社会の実現は、県民の願いであり、暴力を受けた場合でも、被害者が適切な保護や支援を受けることができ、自立して暮らしていける社会であることが必要です。

この基本計画では、関係機関、関係団体、県民と協力して「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指します。

#### 基本的視点

- ① 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- ② 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること。
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護は国及び地方公共団体の責務であること。

#### 基本目標

- I 安心して相談できる体制の充実
- II 被害者の安全な保護体制の充実
- III 被害者の自立の支援
- IV 関係機関の連携と協働
- V 暴力を許さない社会の実現

#### プランの期間

平成17（2005）年度から（必要に応じ見直す。）

（平成19年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正されたことに伴い、国の基本方針が見直される予定。国の新たな基本方針を勘案して県の基本計画の見直しの必要性を検討する。）

# 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画

基本目標

課題

施策の方向

I  
安心して相談できる体制の充実

- 1 発見・通報・支援情報の提供に関する体制整備
- 2 相談体制の充実
- 3 支援プログラムの充実
- 4 職務関係者の資質向上への取組強化
- 5 障害のある人への対応
- 6 外国人被害者への対応

- (1) 医療機関等における被害者対応マニュアルの作成
- (2) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ
- (3) 通報についての周知
- (1) 女性相談支援センターの相談体制の充実
- (2) 女性相談員の設置等による相談体制の充実
- (3) 男性被害者の相談体制の充実
- (1) 支援プログラムの充実
- (1) DV相談マニュアルの改定
- (2) 相談窓口担当職員研修の充実
- (3) 相談窓口担当職員以外の職務関係者への働きかけ
- (4) 医師・看護師等を目指す者への働きかけ
- (1) 障害のある人への情報提供
- (2) 民生委員等への働きかけ
- (3) 保護施設の利便性の向上
- (1) 外国語による情報の提供
- (2) 外国語での相談体制

II  
被害者体制の安全な

- 7 保護体制の整備
- 8 同伴家族の保護と援助

- (1) 健康の確保
- (2) 保護施設の整備
- (3) 民間施設等での一時保護
- (1) 同伴児童への支援
- (2) 教育機関・保育所への協力要請
- (3) 高齢者への援助

III  
被害者の自立の支援

- 9 住宅の確保
- 10 経済的自立の支援
- 11 メンタルヘルスキアの充実

- (1) 住宅への入居の支援
- (2) 中間施設の確保
- (1) 就業支援の情報提供等
- (2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業の活用
- (3) 生活物資の調達
- (1) メンタルヘルスキアの継続
- (2) 語り合う場の提供

IV  
関係機関と協働

- 12 DV地域見守りネットワークの充実
- 13 関係機関との連携、協力
- 14 民間団体との協働等
- 15 苦情処理体制の整備

- (1) DV地域見守りネットワークの充実
- (2) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への依頼
- (1) DV対策支援等連絡協議会の連携強化
- (2) 市町との連携
- (3) 他の都道府県との連携
- (1) 民間団体との協働や活動の支援
- (1) 苦情処理体制の周知

V  
暴力を許さない社会の実現

- 16 暴力を許さない教育・啓発
- 17 暴力抑止のための取組

- (1) 県民への啓発・広報
- (2) 学校における取組
- (3) 地域社会に対する啓発
- (1) 加害者に対する暴力抑止相談の体制の充実
- (2) 加害者に対する暴力抑止相談員の養成
- (3) 暴力抑止に関する調査研究の推進



## 4 データで見る男女共同参画の状況

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

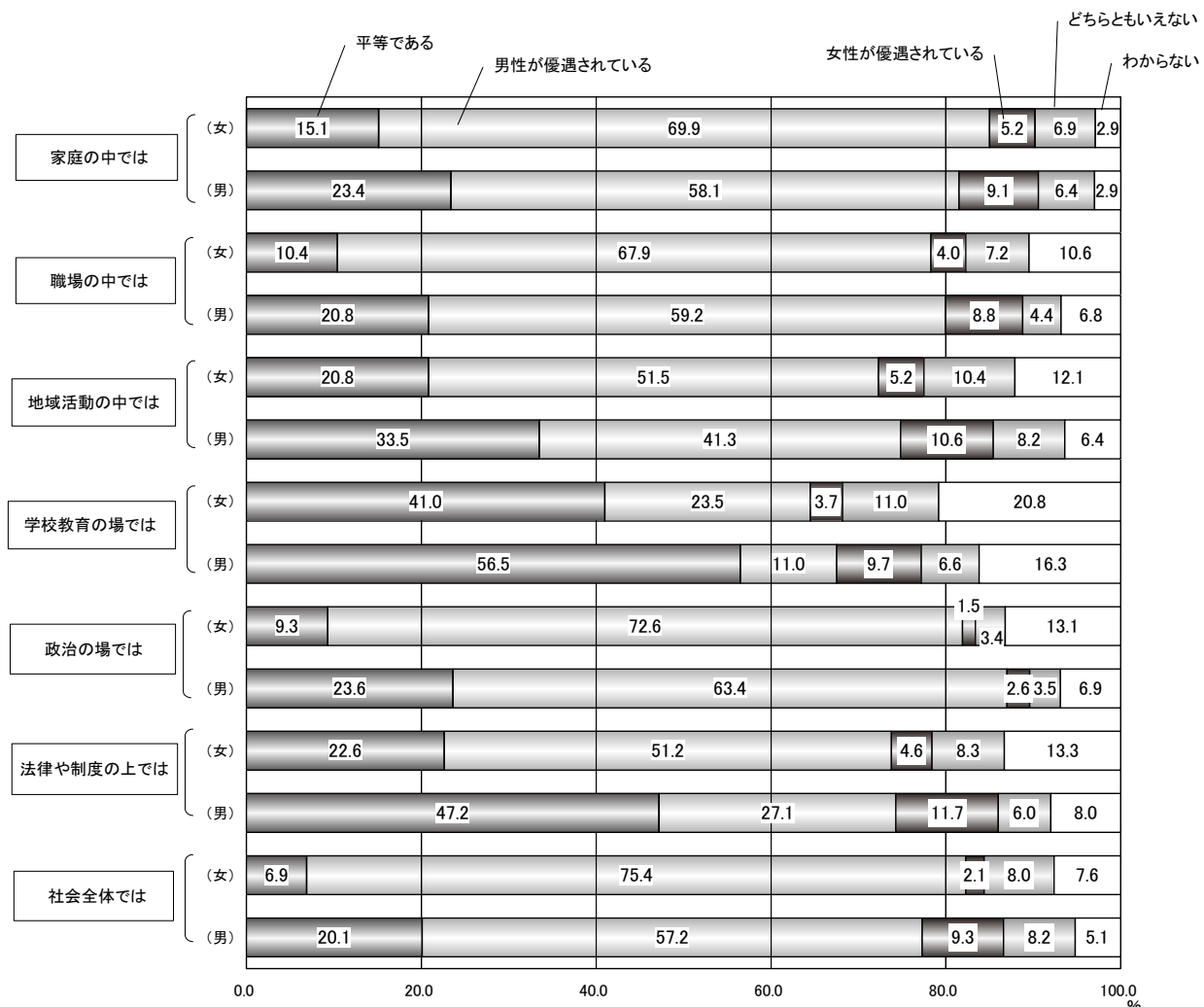
男女共同参画社会は、男女が対等な社会の構成員として、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会である。本県では、県民の人権についての認識度は高まりつつあるものの、一方では性別による固定的な役割分担意識などが残っており、引き続き男女共同参画の必要性について県民の理解と意識啓発を進めていく必要がある。

「いしかわ男女共同参画プラン」においては、「男女共同参画社会という用語の周知度」と「いしかわ男女共同参画プランの周知度」が100%になることと、全市町において男女共同参画計画が策定されることを目標として掲げている。

### 1 男女の地位の平等感

#### (分野別)

平成17年度の「男女共同参画に関する県民意識調査」では、男女の地位が「平等である」と考える人は、男女とも「学校教育の場」で最も多く、「社会全体」で最も少なくなっている。すべての分野で「男性が優遇されている」と考える人が「女性が優遇されている」と考える人より多い。

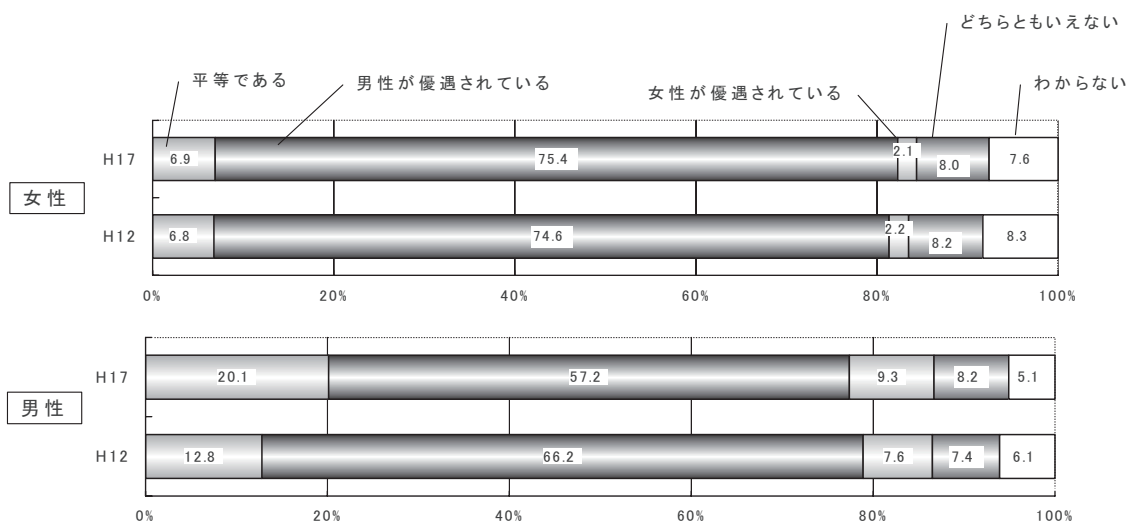


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成17年度)」(男女共同参画課)



(経年比較)

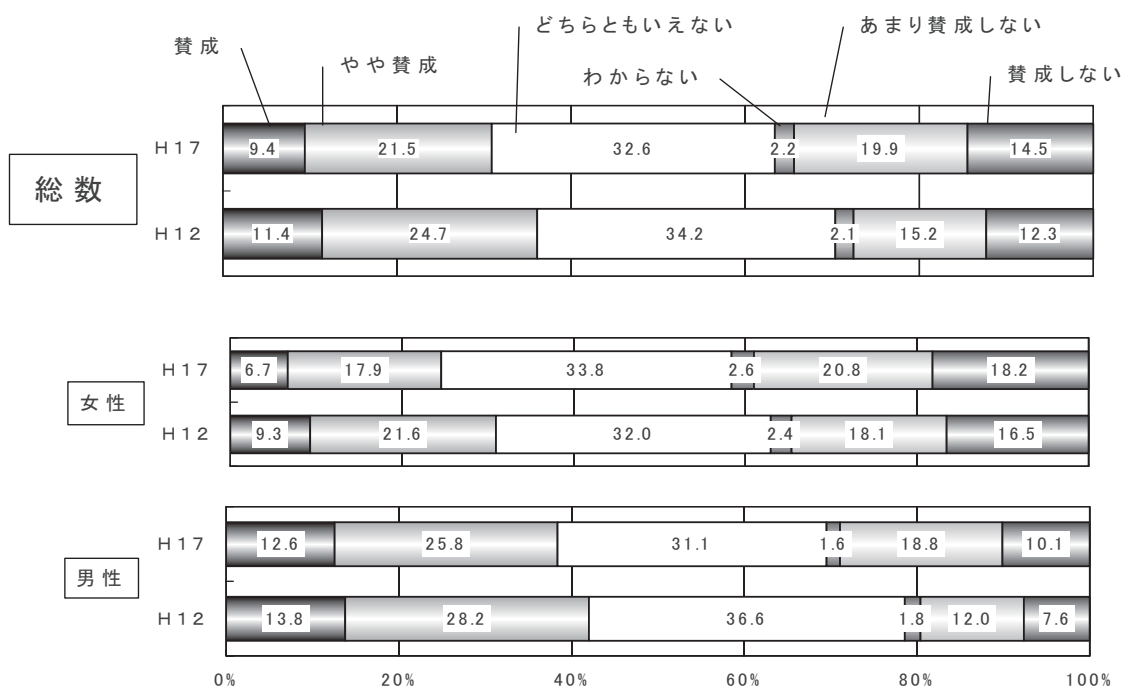
「社会全体」で男女の地位が「平等である」と考える人の割合は、平成12年度に比べると、男性は7.3ポイント増加しているが、女性は0.1ポイントの増加とほとんど変化が見られない。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画課)

2 「男は仕事、女は家庭」についての考え方 (経年比較)

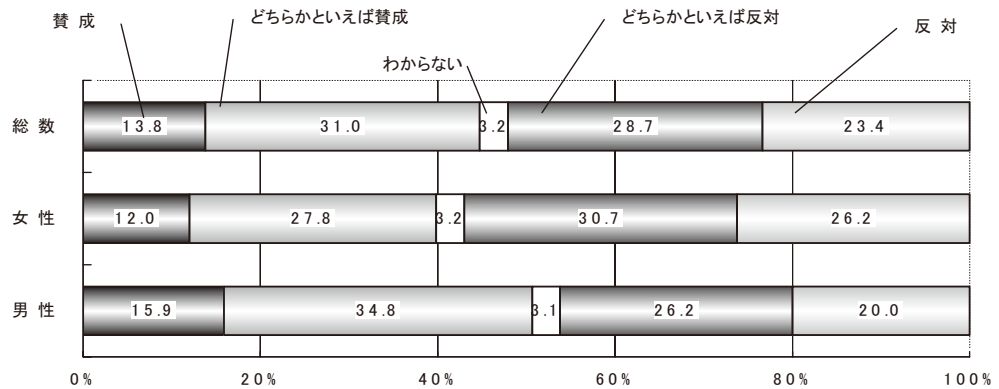
女性は、「賛成しない」割合が「賛成する」割合を上回っているが、男性は、「賛成する」割合が上回っている。「賛成する」割合は、減少傾向にある。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査」(男女共同参画課)

(参考) 「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府:平成19年度)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に



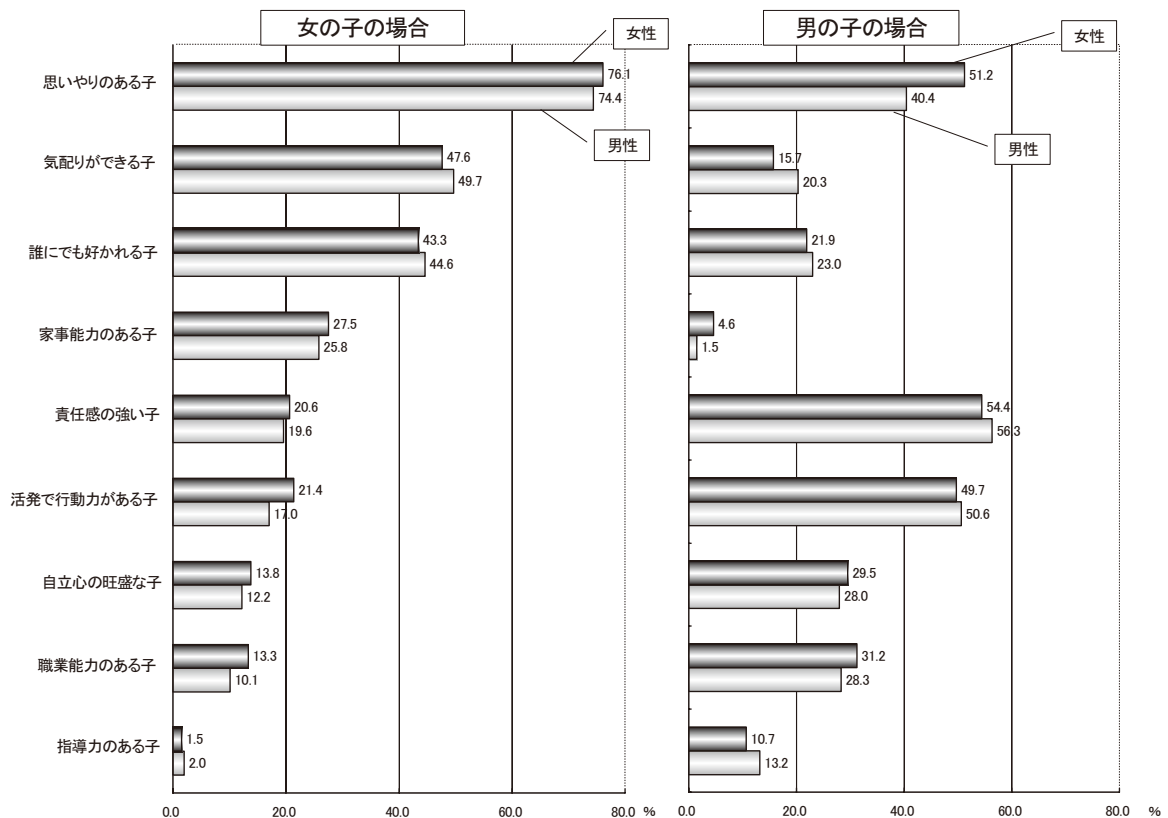
資料:内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(平成19年)

### 3 「男女共同参画社会」という用語の周知度

内閣府が実施した男女共同参画社会に関する世論調査によると、「男女共同参画社会」という用語を「見たり聞いたりしたことがある。」とした人は平成19年では63.8%で、平成16年(52.5%)に比べて11.3ポイント増加した。これは国とともに県や市町においても啓発活動を進めてきた結果である。

### 4 子どもの教育方針

子どもをどのように育てたい(育ててほしかった)と思うかという問いに対して、「女の子の場合には「思いやり」や「気配り」、男の子の場合には「責任感」や「行動力」を望む傾向がある。



資料:石川県「男女共同参画に関する県民意識調査(平成17年度)」(男女共同参画課)

## 基本目標Ⅱ 方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大

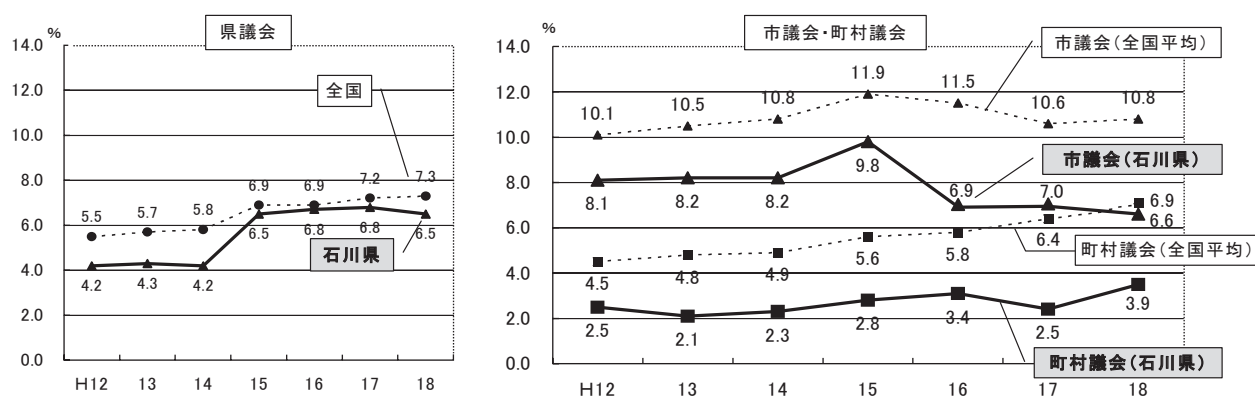
女性が社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定過程に参画することは、女性自身の能力発揮や地位向上のみならず、暮らしやすさが実感できる社会づくりに資するものと期待される。

現在、方針の立案及び決定過程への女性の参画は徐々にではあるが増えつつあることから、この流れをさらに確実なものにしていくために、女性がチャレンジできる社会づくりを推進するとともに、企業や団体、地域等のトップ層に対する意識啓発を図っていくことが重要である。

「いしかわ男女共同参画プラン」においては、県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合が平成22年度までに35%になること、及び、女性委員のいない審議会等が無くなることを目標に掲げている。

### 1 議会の女性議員の割合

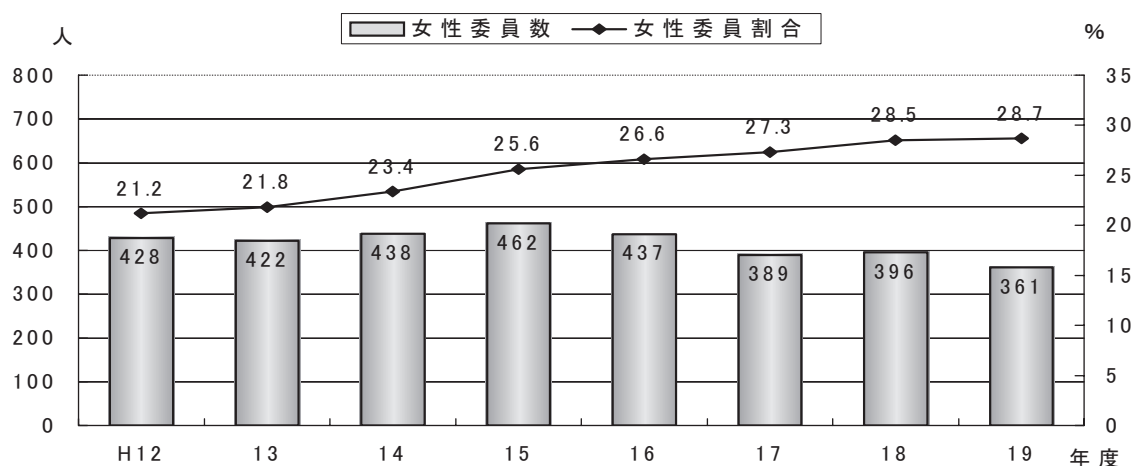
本県の女性議員の割合は、県・市・町村議会のいずれも全国平均を下回っている。



資料：内閣府「女性の施策・方針決定参画状況調べ」（平成19年9月）

### 2 石川県各種審議会等への女性の登用状況

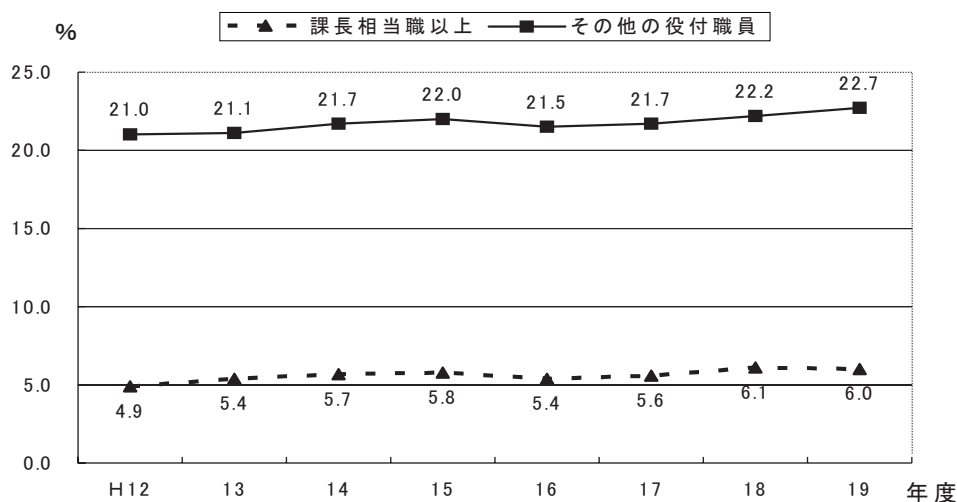
県の審議会等における女性委員の割合は年々増加し、平成19年6月現在では28.7%（361人）となっている。



資料：行政経営課調べ

## 県職員の役付・管理職に占める女性の割合

県庁の知事部局では「課長相当職以上」及び将来の管理職につながる「その他の役付職員」（係長～課長補佐）の中で、女性職員が占める割合は徐々にではあるが上昇しつつある。



資料：石川県人事課調べ

## 4 人間開発に関する指標の国際比較

国際的に見た場合、わが国の方針の立案及び決定過程への女性の参画は遅れている。例えば国連開発計画の人間開発報告書（2006年）によれば、日本は平均寿命・教育水準・国民所得で測る人間開発指数（HDI）で見れば世界177か国中第7位であるが、女性が人生のあらゆる機会にそれらの高い達成水準が活用できるかどうかを焦点をあてたジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）では、75か国中第42位と低く、女性が政治経済活動に参画する機会が十分でない状況にある。

HDI(人間開発指数)

| 順位 | 国名      | HDI値  |
|----|---------|-------|
| 1  | ノルウェー   | 0.965 |
| 2  | アイスランド  | 0.960 |
| 3  | オーストラリア | 0.957 |
| 4  | アイルランド  | 0.956 |
| 5  | スウェーデン  | 0.951 |
| 6  | カナダ     | 0.950 |
| 7  | 日本      | 0.949 |
| 8  | アメリカ    | 0.948 |
| 9  | スイス     | 0.947 |
| 10 | オランダ    | 0.947 |
| 11 | フィンランド  | 0.947 |
| 12 | ルクセンブルク | 0.945 |
| 13 | ベルギー    | 0.945 |
| 14 | オーストリア  | 0.944 |
| 15 | デンマーク   | 0.943 |

HDIとは、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数である。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率及び就学率）、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出している。HDIは177ヶ国中の順位である。

GEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)

| 順位 | 国名      | GEM値  |
|----|---------|-------|
| 1  | ノルウェー   | 0.932 |
| 2  | スウェーデン  | 0.883 |
| 3  | アイスランド  | 0.866 |
| 4  | デンマーク   | 0.861 |
| 5  | ベルギー    | 0.855 |
| 6  | フィンランド  | 0.853 |
| 7  | オランダ    | 0.844 |
| 8  | オーストラリア | 0.833 |
| 9  | ドイツ     | 0.816 |
| 10 | オーストリア  | 0.815 |
| ?  |         |       |
| 41 | ハンガリー   | 0.560 |
| 42 | 日本      | 0.557 |
| 43 | マケドニア   | 0.554 |
| 44 | モルドバ    | 0.544 |
| 45 | フィリピン   | 0.533 |

GEMとは、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るものである。具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。GEMは75ヶ国中の順位である。

資料：国連開発計画「人間開発報告書」(2006年)

## 基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

家庭における家事、育児、介護の役割の多くは女性が担っており、職業生活との両立が難しい現状があり、その労働に対する適正な評価がなされる社会の形成が求められている。

男女それぞれが希望する職業生活と家庭生活・地域生活のバランスを実現できるよう、職場環境や生活環境の整備を図る必要がある。

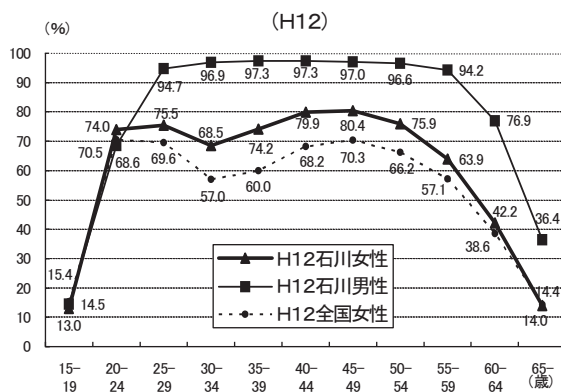
男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるようにするためには、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく男女が地域社会のさまざまな組織の運営等に積極的に参画することが重要である。

また、すべての人が安全で安心して暮らせる地域社会を形成するために、その地域に暮らす人々が、男女の別のみならず、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず地域に参画できる条件整備を進める必要がある。

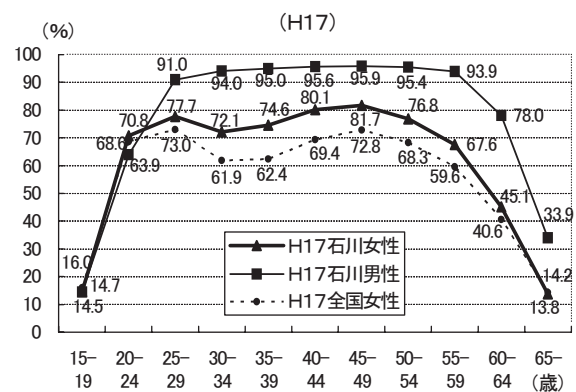
### 1 女性の就業

年齢階級別労働力率は、男性が20歳代後半から50歳代前半までを山とする台形を描いている。女性は30歳代後半から40歳代前半を谷とするいわゆるM字カーブを描いている。石川県の女性は全国に比べてM字のくぼみは小さい。

年齢階級別労働力率

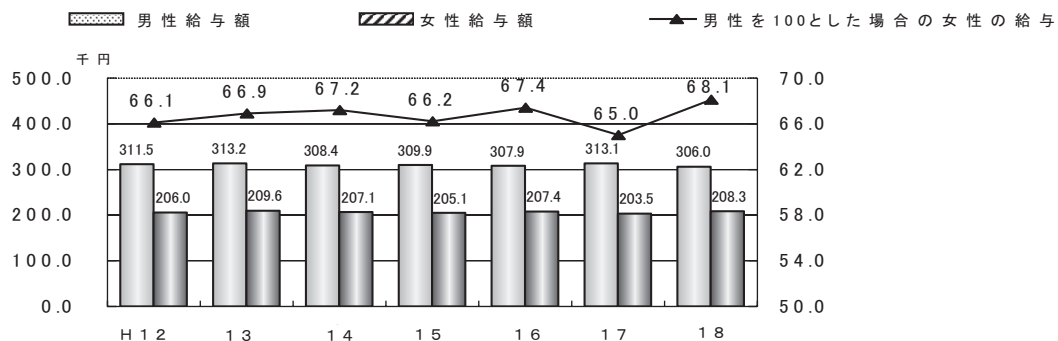


資料：「国勢調査（平成12年）」（総務省）



資料：「国勢調査（平成17年）」（総務省）

男女の給与の格差（石川県）



資料：「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）から算出

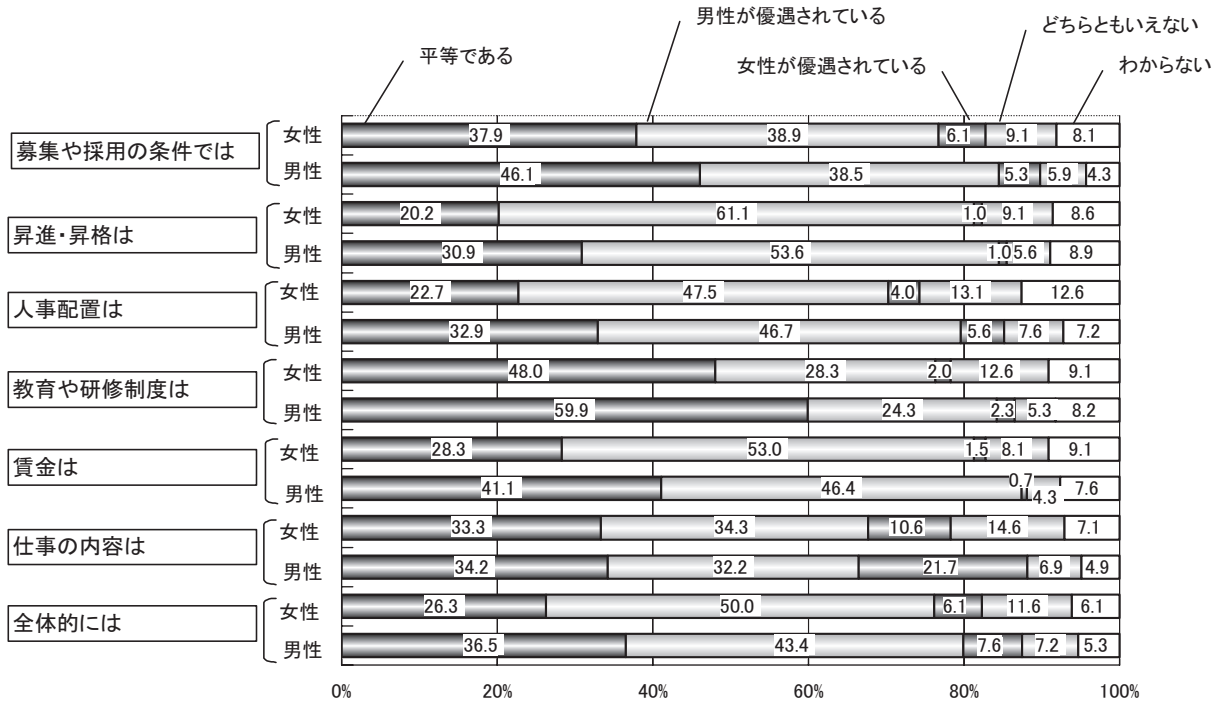
#### (1) 職場における平等感

男女共同参画に関する県民意識調査によると、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは「教育や研修制度」（女性：48.0%、男性：59.9%）である。

男女で比較すると「仕事の内容」以外の項目で女性の比率が男性を10ポイント前後下回り、女性に、より不平等感が強い。

### 職場での男女平等について

〔 設問(常勤の勤め人の方に)  
あなたの職場では、次にあげるそれぞれの面で男女平等になっていると思いますか。 〕

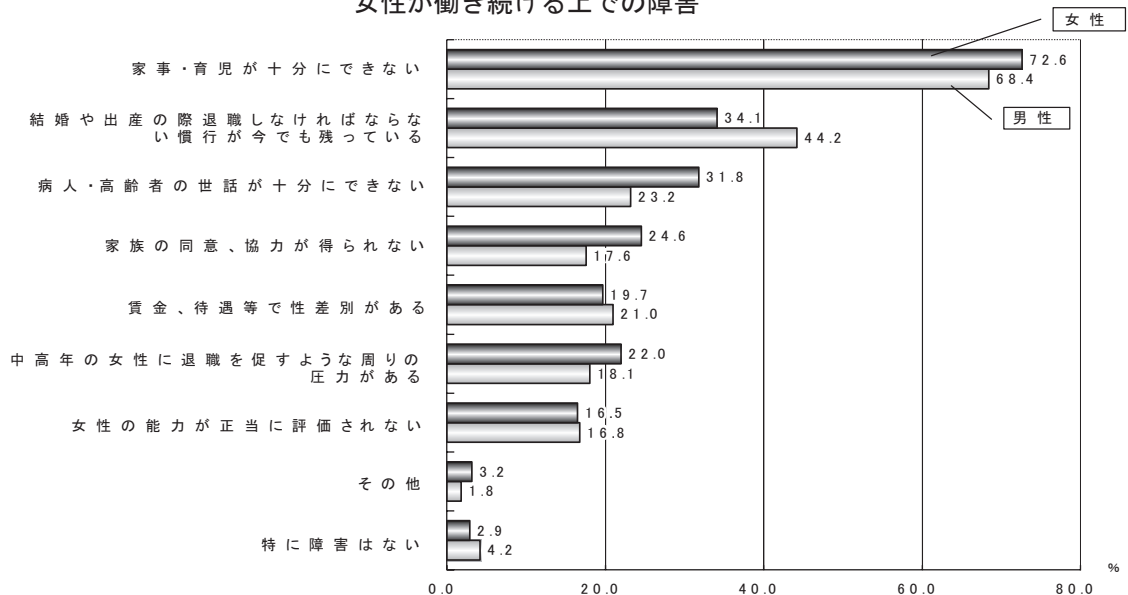


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成17年度）」(男女共同参画課)

### (2) 女性が働き続ける上での障害

女性が働き続ける上で障害となっているものとして、男女とも、「家事・育児が十分にできない」が最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っている」となっている。

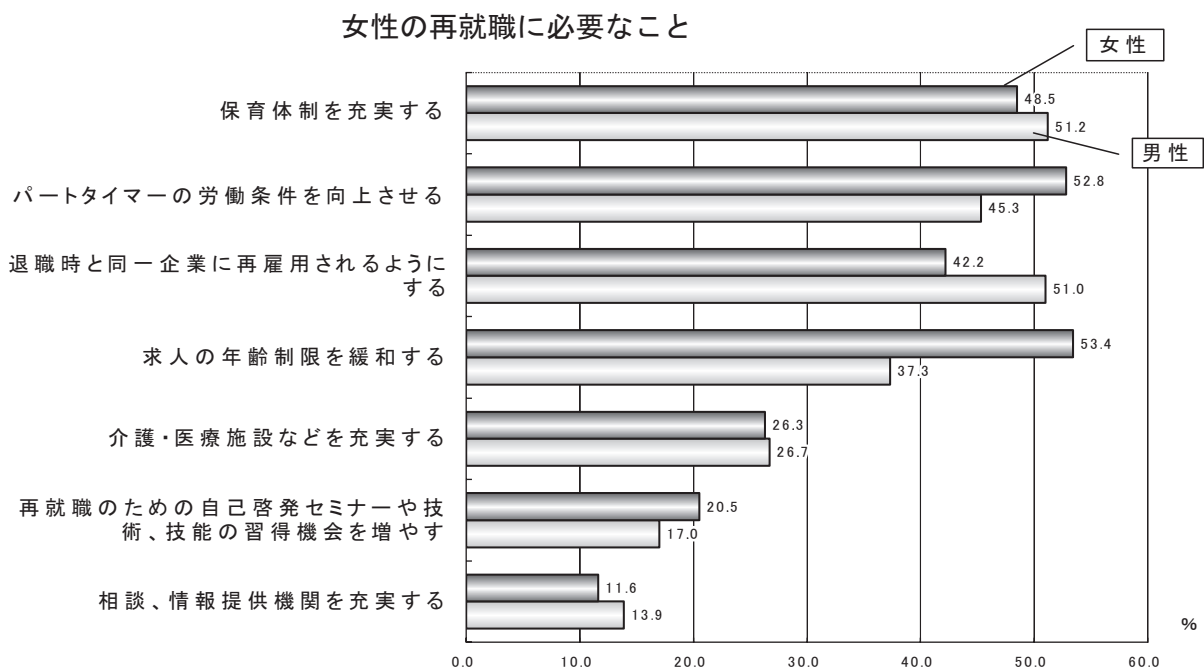
#### 女性が働き続ける上での障害



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成17年度）」(男女共同参画課)

### (3) 女性の再就職に必要なこと

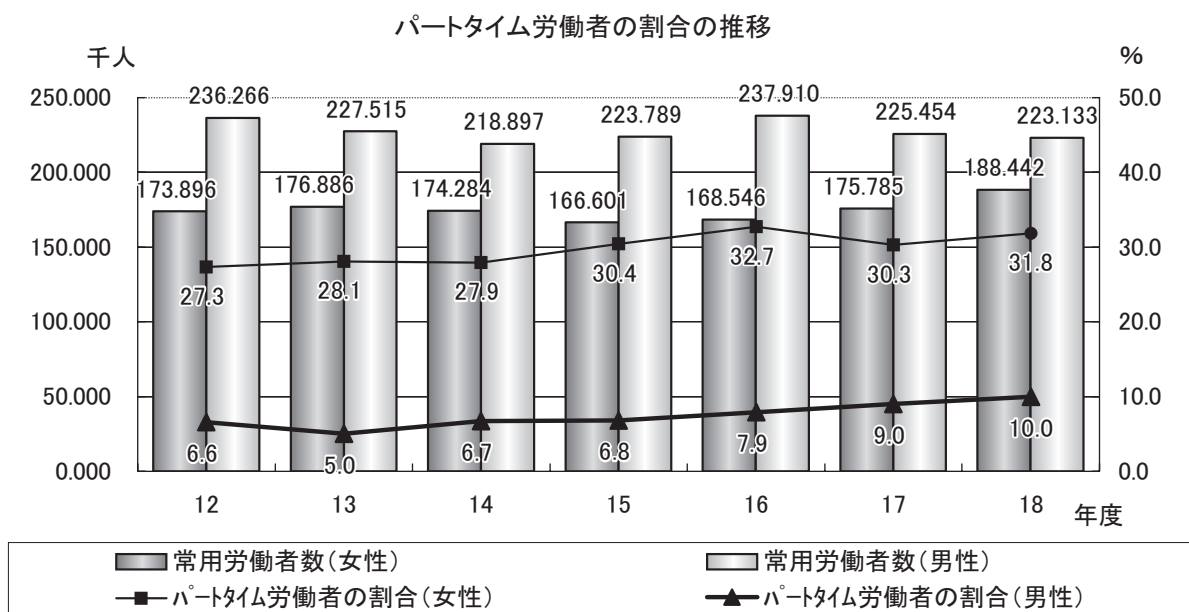
女性の再就職に必要なものとして、男性は「保育体制を充実する」、「退職時と同一企業に再雇用されるようにする」が多くなっているが、女性は「求人への年齢制限を緩和する」、「パートタイマーの労働条件を向上させる」が多くなっている。



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成17年度）」（男女共同参画課）

## 2 女性パートタイム労働者の割合の推移

女性の常用労働者数は、男性より少なくほぼ横ばいに推移しているが、そのうちパートタイム労働者の割合は、30%を超え男性と比較して高く推移している。



資料：「毎月勤労統計調査年報」（厚生労働省）

常用労働者：期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。

日々又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

パートタイム労働者：常用労働者のうち、

1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。



### 3 農林漁業における女性の参画状況

農林漁業における方針決定の場への女性の参画は、まだ少ないものの積極的な取組が行われており、徐々にではあるが増加している。

また、総合農協(※)の正組合員数でみると、組合員総数は減少傾向にある中で女性の組合員は、増えている。

農林漁業分野の女性の参画

(単位：戸、人)

| 区 分       | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 家族経営協定締結数 | 46  | 62  | 74  | 92  | 120 | 142 | 149 |
| 起業者       | 48  | 48  | 56  | 58  | 69  | 73  | 75  |
| 認定農業者     | 3   | 3   | 3   | 8   | 14  | 30  | 55  |
| 漁業士       | 0   | 3   | 3   | 5   | 5   | 5   | 5   |
| 農業委員      | 4   | 17  | 18  | 13  | 8   | 8   | 8   |

(各年3月31日現在 経営支援課)

総合農協の女性役員等の推移

注)女性の人数/全体

| 区 分  | H13              | H14              | H15              | H16              | H17              | H18              | H19.9.30現在       |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 役 員  | 3/538            | 3/534            | 3/537            | 4/529            | 4/514            | 3/502            | 3/489            |
| 正組合員 | 7,320/<br>70,406 | 7,842/<br>69,931 | 7,810/<br>69,937 | 8,013/<br>69,040 | 8,201/<br>68,421 | 8,646/<br>68,381 | 8,739/<br>67,249 |

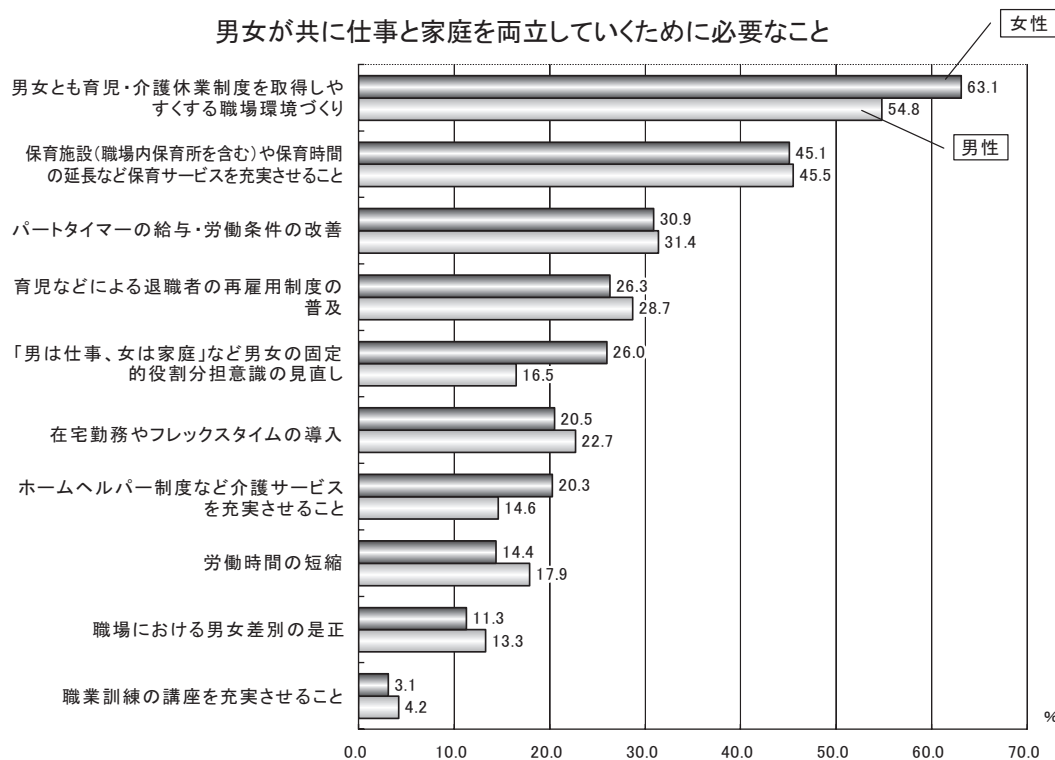
(経営支援課)

総合農協：農産物の集荷・販売、資材購入、共同利用、営農指導、信用、共済など広範な事業を総合的に行う農協である。

### 4 仕事と生活の調和

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこととして、男女とも「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする職場環境づくり」が最も多く、次いで「保育施設や保育時間の延長など保育サービスを充実させること」となっている。

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成17年度）」(男女共同参画課)

## 育児・介護休業の取得状況等

### 育児・介護休業の取得状況（石川県）

| 区分   |    | 年度     | 12      | 13      | 14      | 15      | 16      | 17      | 18       |
|------|----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 育児休業 | 女性 | 取得者（人） | 336/572 | 326/453 | 298/408 | 276/355 | 265/346 | 315/421 | 420/489  |
|      |    | 取得率（％） | 58.7    | 72.0    | 73.0    | 77.7    | 76.6    | 74.8    | 85.9     |
|      | 男性 | 取得者（人） | 0/1,762 | 0/1,120 | 0/1,252 | 2/1,257 | 0/975   | 0/978   | 19/1,398 |
|      |    | 取得率（％） | 0.0     | 0.0     | 0.0     | 0.2     | 0.0     | 0.0     | 1.4      |
| 介護休業 | 女性 | 取得者（人） | 24      | 18      | 13      | 14      | 6       | 17      | 25       |
|      | 男性 | 取得者（人） | 5       | 4       | 7       | 7       | 7       | 6       | 12       |

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

※常用労働者10人以上を雇用する県内1,400事務所を対象に調査。回収率50%程度

※「育児休業取得者数」は、「育児休業を開始した人数/出産又は配偶者が出産した人数」を示す。

### 事業所における育児休業以外の措置状況（石川県）

| 区 分                      | H13         | H14         | H15         | H16         | H17         | H18         |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1日の所定労働時間の短縮             | 33.7% (238) | 32.0% (210) | 36.6% (252) | 37.3% (230) | 40.9% (261) | 45.1% (308) |
| 週又は月の所定労働時間の短縮           | 4.8% (34)   | 5.9% (39)   | 7.0% (48)   | 7.1% (44)   | 7.1% (45)   | 7.6% (52)   |
| 週又は月の所定労働日数の短縮           | 2.8% (20)   | 1.7% (11)   | 3.3% (23)   | 2.6% (16)   | 3.1% (20)   | 3.2% (22)   |
| 個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める | 11.2% (79)  | 8.4% (55)   | 11.5% (79)  | 9.7% (60)   | 11.9% (76)  | 12.0% (82)  |
| フレックスタイム                 | 4.0% (28)   | 4.6% (30)   | 4.2% (29)   | 4.2% (26)   | 4.2% (27)   | 4.2% (29)   |
| 始業・終業時刻の繰下げ、繰上げ          | 17.7% (125) | 14.2% (93)  | 17.3% (119) | 17.5% (108) | 21.2% (135) | 20.6% (141) |
| 所定外労働をさせない               | 19.5% (138) | 23.4% (154) | 25.4% (175) | 26.1% (161) | 29.2% (186) | 29.7% (203) |
| 託児施設の設置運営                | 1.6% (11)   | 1.2% (8)    | 1.2% (8)    | 1.6% (10)   | 1.6% (10)   | 1.2% (8)    |

※（ ）内は事業所数

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

### 事業所における介護休業以外の措置状況（石川県）

| 区 分                      | H13         | H14         | H15         | H16         | H17         | H18         |
|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1日の所定労働時間の短縮             | 28.9% (204) | 29.5% (194) | 34.0% (234) | 35.3% (217) | 40.6% (259) | 43.6% (298) |
| 週又は月の所定労働時間の短縮           | 4.2% (30)   | 4.9% (32)   | 6.8% (47)   | 6.4% (39)   | 6.1% (39)   | 7.2% (49)   |
| 週又は月の所定労働日数の短縮           | 2.1% (15)   | 1.8% (12)   | 3.5% (24)   | 3.1% (19)   | 3.0% (19)   | 3.5% (24)   |
| 個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める | 10.2% (72)  | 7.8% (51)   | 9.4% (65)   | 9.9% (61)   | 10.5% (67)  | 12.0% (82)  |
| フレックスタイム                 | 3.4% (24)   | 3.8% (25)   | 3.6% (25)   | 4.1% (25)   | 4.2% (27)   | 3.4% (23)   |
| 始業・終業時刻の繰下げ、繰上げ          | 14.4% (102) | 12.8% (84)  | 18.1% (125) | 17.1% (105) | 21.5% (137) | 20.9% (143) |
| 介護サービス費用の助成              | 2.4% (17)   | 2.6% (17)   | 1.7% (12)   | 1.5% (9)    | 2.2% (14)   | 1.6% (11)   |

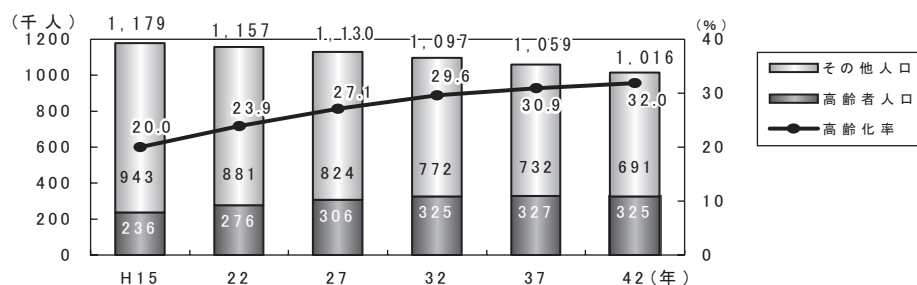
※（ ）内は事業所数

資料：石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）

## 5 高齢社会の到来

本県の65歳以上の高齢者人口は、平成32年には32万人に達し、本県人口のほぼ3割になると推計されている。また、高齢者人口の多くを女性が占めることから、高齢者問題の解決が女性問題の解決にもつながる。

石川県の高齢者人口の推移・将来推計（県民交流課統計情報室）



## 基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっている。こうした問題は、人権意識の高まりの中で顕在化しつつあるが、社会の理解は未だに不十分である。女性に対する暴力は個人的な問題ではなく、男女がおかれている状況等に根ざした構造的な問題であると認識し、その根絶に向けた取組や被害女性への支援の充実を図る必要がある。さらに、女性には男性と異なる健康上配慮すべき面があるため、生涯を通じた健康の支援も必要である。

「いしかわ男女共同参画プラン」では、配偶者等からの暴力の被害者の相談・保護を行う機関として設置している「女性相談支援センター」の周知度が100%となるよう努める。

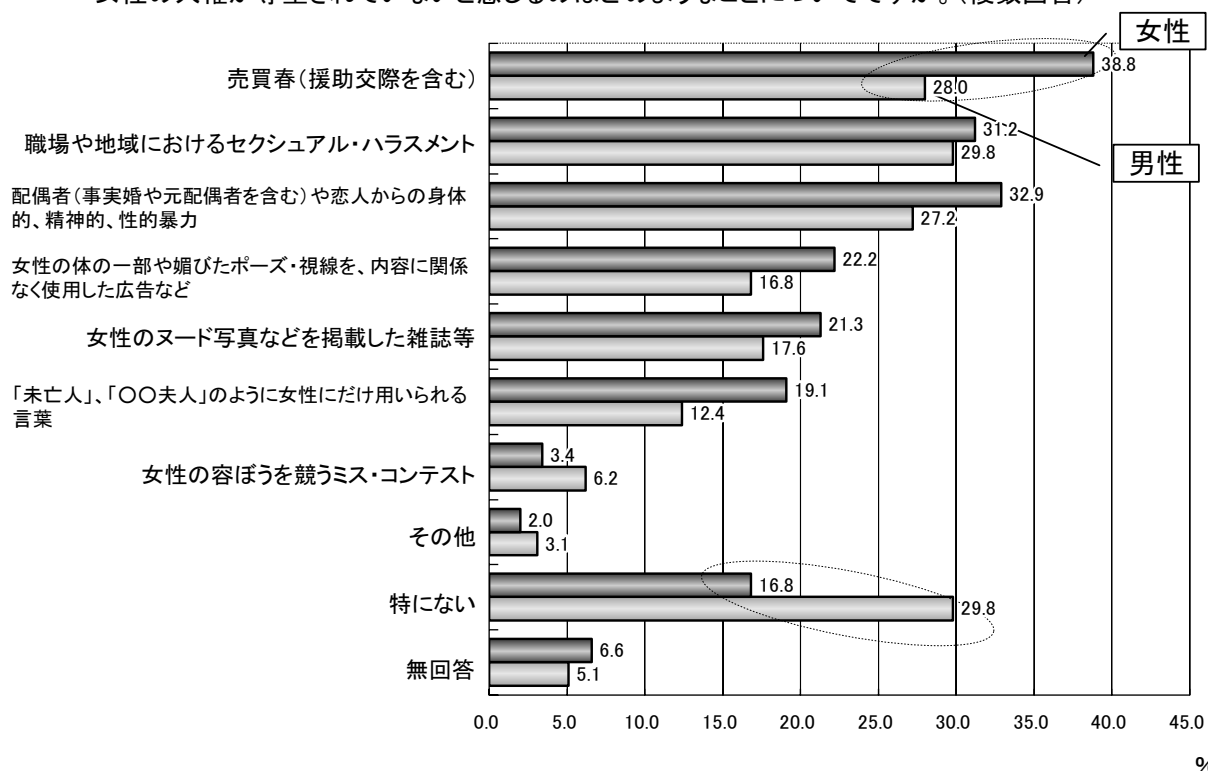
### 1 女性の人権に関する意識

「女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。」という問いに対しては、女性では「売買春（援助交際を含む。）」が最も多く、男性では「職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント」が最も多い。

男女で比較するとほとんどの項目で女性の比率が男性の比率を上回っており、差が最も大きいのは「売買春（援助交際を含む。）」である。

また、「特にない。」という回答も男女の差が大きい。

女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことについてですか。（複数回答）



資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成17年度）」（男女共同参画課）

### 2 DVに関する意識

#### (1) ドメスティック・バイオレンスについての見聞き・実態

配偶者や恋人の間で、相手から身体的、精神的、性的な暴力について、この1年の間

に直接経験、または身近で見聞きしたかは、「経験したことも、身近で見聞きしたこともない」が最も多く、次いで「身近で見聞きしたことがある」となっている。

### ドメスティック・バイオレンスについての見聞き・実態

〔設問：あなたはドメスティック・バイオレンスについて、この1年間に直接経験、または身近で見聞きしたことがありますか。〕

(%)

|                       |    | H17  | 参考(※)<br>H12 |
|-----------------------|----|------|--------------|
| 暴力を受けたことがある           | 女性 | 8.9  | 12.2         |
|                       | 男性 | 3.1  | 2.1          |
| 暴力をふるったことがある          | 女性 | 1.2  | 1.1          |
|                       | 男性 | 5.7  | 9.7          |
| 身近で見聞きしたことがある         | 女性 | 26.5 | 26.1         |
|                       | 男性 | 24.5 | 25.6         |
| 経験したことも、身近で見聞きしたこともない | 女性 | 61.3 | 59.8         |
|                       | 男性 | 64.4 | 58.6         |
| 無回答                   | 女性 | 4.7  | 5.0          |
|                       | 男性 | 6.0  | 6.4          |

資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成17年度）」（男女共同参画課）

※平成12年度の設問には「この1年の間に」という期間が設けられていなかった。

### (2) 相談機関・関係者の周知状況

配偶者や恋人の間で、相手から暴力を受けたときに相談できる機関や関係者のうち知っているものは、女性は「警察」が最も多く、次いで「女性センター」、「配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）」の順となっている。男性は「警察」、「人権擁護委員」、「配偶者暴力相談支援センター」の順となっている。

### 相談機関・関係者の周知度

(%)

|                           | 女性   | 男性   |
|---------------------------|------|------|
| 警察                        | 68.0 | 74.4 |
| 人権擁護委員                    | 19.9 | 33.1 |
| 配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター） | 26.8 | 23.0 |
| 女性センター                    | 27.1 | 22.1 |
| 福祉事務所、保健所                 | 17.6 | 18.5 |
| こころの健康センター                | 18.7 | 15.9 |
| 市役所、町役場                   | 12.7 | 19.0 |
| 医療関係者                     | 7.2  | 7.9  |
| 民間支援団体                    | 2.9  | 4.8  |
| その他                       | 1.4  | 2.0  |
| 知っているところはない               | 12.4 | 8.6  |
| 無回答                       | 4.4  | 6.0  |

資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成17年度）」（男女共同参画課）

### 3 DVに関する相談及び保護人数の推移

女性相談支援センターに寄せられるDVに関する相談件数は、平成17年度には減少したものの、平成18年度には過去最多になった。

また、女性相談支援センターにおけるDV被害者の保護人数は増加している。

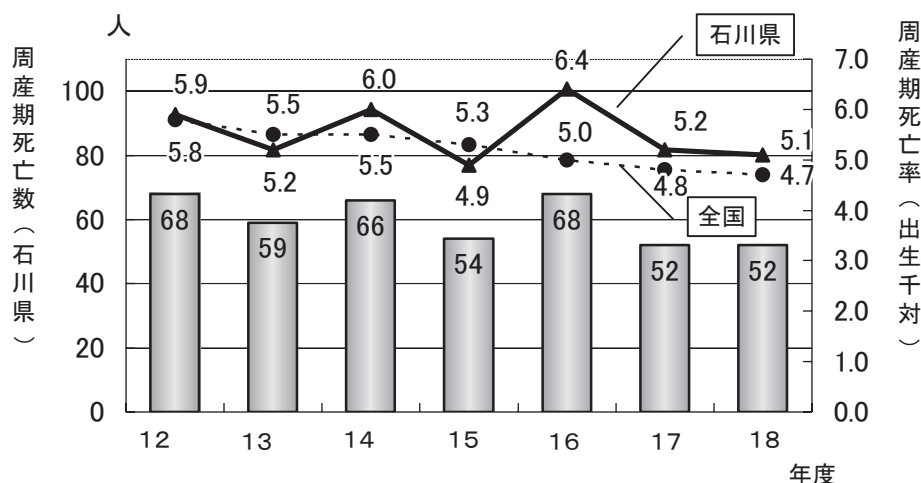
女性相談支援センターにおけるDV相談の状況

| 年度     | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数   | 86  | 263 | 675 | 693 | 715 | 683 | 844 |
| 一時保護件数 | 15  | 23  | 42  | 41  | 47  | 51  | 57  |

資料：男女共同参画課

### 4 女性の健康への配慮

女性には妊娠、出産など、生涯を通して健康上配慮すべき点がある。そのため、女性が健康状態に応じた的確に自己管理できるように、健康に関する教育や社会の配慮が必要である。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

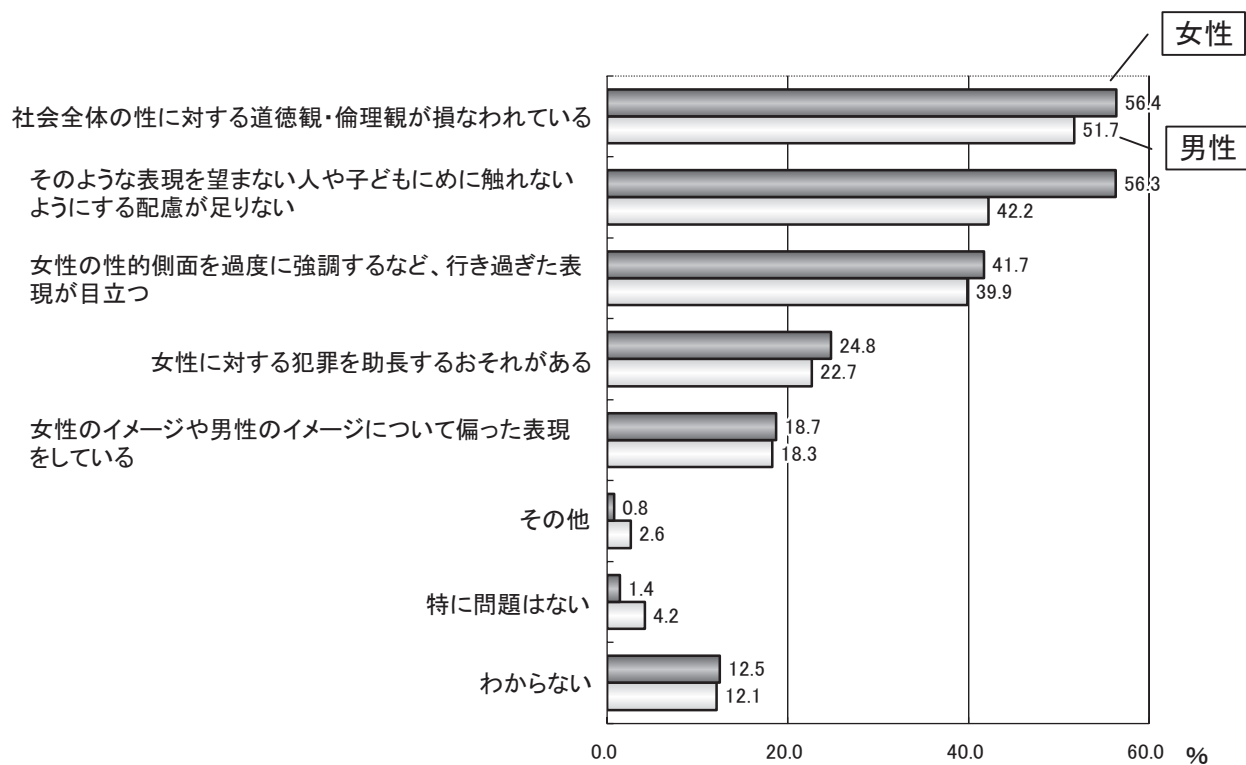
（周産期死亡数は妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の死亡を加えたもの）

### 5 メディアにおける女性の人権の尊重

メディアにおける性・暴力表現について、女性では「社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている」が56.4%、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」が56.3%とほぼ同じである。また、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないようにする配慮が足りない」は男女差が大きく、女性が14ポイント多くなっている。

## メディアにおける性・暴力表現

〔 設問:メディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。(複数回答) 〕

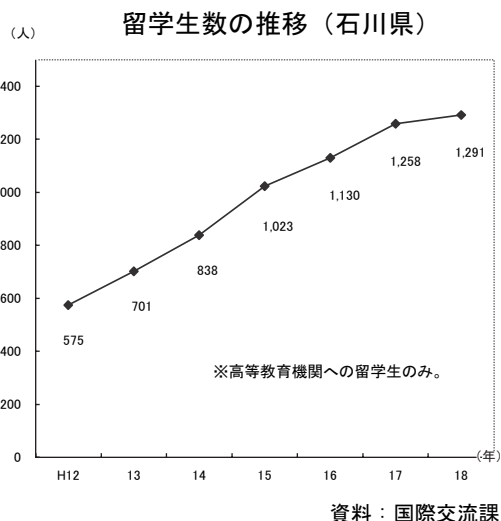
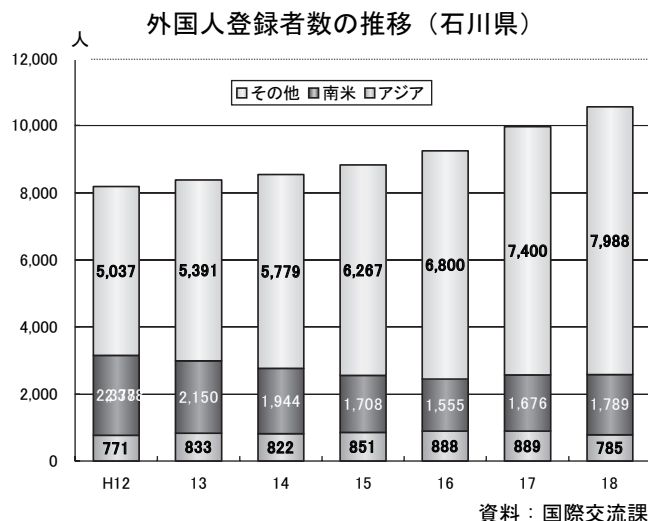


資料：石川県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成17年度）」（男女共同参画課）

### 海外との交流

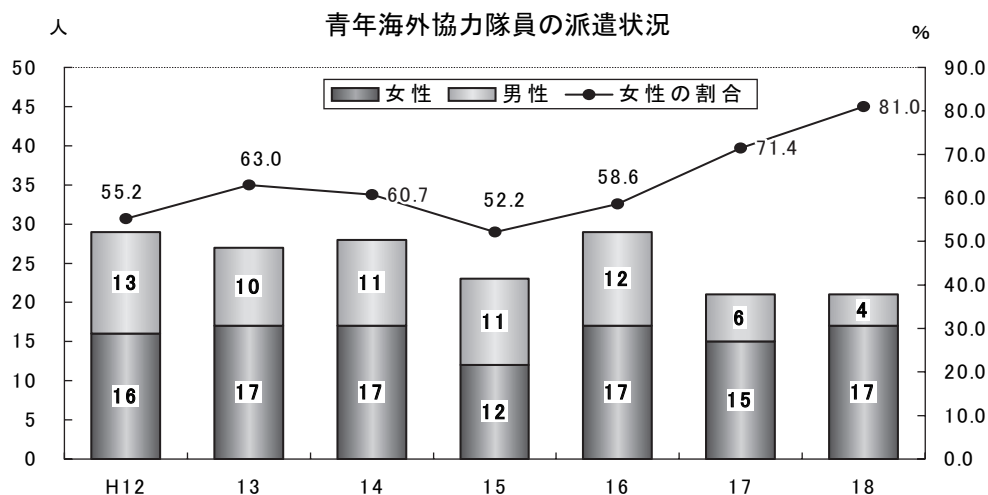
県民の海外渡航が一般化すると同時に、外国人の在住者や留学生などの県内在住者も増え、県民が外国人と接する機会は多くなっている。世界の様々な文化や多様な考え方に触れることを通して外国における男女共同参画の実情について学び活かしていく姿勢が大切である。

また、本県から海外青年協力隊として派遣される人のうち、女性が占める割合はここ数年増加している。



### 中国江蘇省女性団体交流状況（男女共同参画課）

|        |     |    |  |
|--------|-----|----|--|
| 平成18年度 | 受入人 | 7人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内女性団体、県女性職員との意見交換会</li> <li>・能美市婦人団体協議会、七尾市女性団体協議会との交流会</li> <li>・県施設、学校、企業視察</li> <li>・知事表敬訪問</li> </ul> |
| 平成19年度 | 派遣人 | 7人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・婦女連合会（江蘇省・南京市・蘇州市）との意見交換・交流</li> <li>・婦女幹部学校、幼稚園視察</li> <li>・江蘇省人民対外友好協会会長会見</li> </ul>                    |



資料：国際協力機構（JICA）北陸支部